

情報公開・個人情報保護審議会 諮問・報告事項

| | |
|--------|-----------------------------------|
| 件 名 | 新宿区健康診査・がん検診実施に係る健康診査票等への印字委託について |
|--------|-----------------------------------|

内容は別紙のとおり

条例の根拠

【事前報告】

◇第14条第1項（個人情報の電子計算機処理の委託）

（担当部課：健康部健康推進課地域保健係）

事業の概要

| | |
|------|--|
| 事業名 | 健康診査（成人健康診査）、健康診査（がん検診） |
| 担当課 | 健康推進課 |
| 目的 | 区民の健康の保持・増進 |
| 対象者 | 健康診査（成人健康診査）：40 歳以上で新宿区に住所を有する者（ただし 40～74 歳については新宿区国民健康保険被保険者もしくは生活保護受給中等の無保険者に限る） 胃・大腸がん検診：35 歳以上、子宮がん検診：20 歳以上、乳・肺がん検診：40 歳以上、乳がん自己検診個別指導：30～39 歳、前立腺がん検診：50 歳以上 |
| 事業内容 | <p>区民の健康の保持・増進を図るため、健康診査やがん検診を実施している。区民の利便性向上のため、本 2 事業は同時に実施する体制をとっている。</p> <p>事業の一連の流れは以下①～④のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none">①区より対象者に健康診査票等を作成し、発送する。②対象者は健康診査票等を医療機関に持参し、受診する。③区より医療機関に対し、委託料を支出する。④受診データを管理する。 <p>上記①について、従来は住所・氏名等の出力を情報政策課で行い、出力済みの健康診査票の封入封緘作業については業務委託していた。このたびは宛名の出力作業についても新たに業務委託する。</p> |

件名 新宿区健康診査・がん検診実施に係る健康診査票等への印字委託について

| | |
|---------------------------------|---|
| 保有課(担当課) | 健康推進課 |
| 登録業務の名称 | 健康診査(成人健康診査) 健康診査(がん検診) |
| 委託先 | 入札後に、委託先を決定 |
| 委託に伴い事業者処理させる情報項目(だれの、どのような項目か) | <p>だれの</p> <p>健康診査(成人健康診査): 40歳以上(ただし40～74歳については新宿区国民健康保険被保険者もしくは生活保護受給中等の無保険者に限る)、胃・大腸がん検診: 35歳以上、子宮がん検診: 20歳以上、乳・肺がん検診: 40歳以上、乳がん自己検診個別指導: 30～39歳、前立腺がん検診: 50歳以上</p> <p>どのような</p> <ul style="list-style-type: none"> ■全員共通項目として…受診番号(住民番号)、郵便番号、住所、氏名、生年月日、性別 ■40～74歳の新宿区国民健康保険被保険者の場合…受診券整理番号、国保記号番号 ■東京都後期高齢者医療広域連合被保険者…受診券整理番号、東京都後期高齢者医療広域連合被保険者番号 |
| 委託理由 | <p>平成20年度から、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて各医療保険者に40歳～74歳の被保険者に対する健康診査が義務付けられた。</p> <p>区では新宿区国民健康保険の被保険者で該当年齢の方全員に健康診査票を送付しているため、処理件数が膨大である。加えて、従来は誕生日に応じて四半期単位の送付を行ってきたが、受診率向上のため来年度以降は年度当初にまとめて送付する。以上の点から短期間で素早く事処理を行う必要があるため委託により実施する。</p> |
| 委託の内容 | 印刷作成した健康診査票等及び上記項目の情報が格納されたCMTセットを受託者に提供し、出力を行う。 |
| 委託の開始時期及び期限 | 平成21年 4月 1日 から以降継続 |
| 委託にあたり区が行う情報保護対策 | <ul style="list-style-type: none"> ■契約にあたり、別紙「特記事項」を付す。 ■業務終了後、提供した情報を返却させる。 ■契約書に以下の点を付記する。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法に基づいた適正な処理を行う。 ・CMTセットの受渡時期、返却時期及びその方法 ・CMTセットの管理、使用者の範囲及び保管場所 |
| 受託事業者に行わせる情報保護対策 | <ul style="list-style-type: none"> ■契約書に以下の点を付記する。 <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護法に基づいた適正な処理を行う。 ・CMTセットの受渡時期、返却時期及びその方法 ・CMTセットの管理、使用者の範囲及び保管場所 |

特記事項

(基本的事項)

- 1 乙は、個人情報の保護及び情報セキュリティの重要性について十分な認識を持ち、この契約による業務（以下「業務」という。）を行うに当たっては、必要な措置を講じなければならない。

(秘密の保持)

- 2 乙は、業務に関して知り得た情報を一切第三者に漏らしてはならない。この契約が終了した後においても同様とする。

(目的外利用及び第三者への提供等の禁止)

- 3 乙は、業務に関して知り得た情報を、この契約の目的以外に利用し、又は第三者に提供し、若しくは使用させてはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(適正な管理)

- 4 乙は、業務に関する情報について、施錠できる保管庫に保管する等善良な管理者の注意をもって保管及び管理にあたらなければならない。

(複写等の禁止)

- 5 乙は、業務を行うため甲から貸与された情報を複写し、又は複製してはならない。ただし、個人情報を除いた情報については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(再委託の禁止)

- 6 乙は、業務を一切第三者に委託してはならない。ただし、個人情報を除いた情報に係る業務については、甲の承諾があるときはこの限りではない。

(資料等の返還等)

- 7 乙は、業務を行うために甲から提供され、又は乙が収集し、若しくは作成した情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示によるものとする。

(業務に関する報告)

- 8 乙は、甲の求めがあった場合は、業務に関する報告を行うものとする。

(監査)

- 9 乙は、甲の立入調査等による監査を受けるものとする。

(従業員に対する教育)

- 10 乙は、乙の従業員に対する個人情報の適正な管理及び情報セキュリティに関する教育を実施しなければならない。

(事故発生時等における報告)

- 11 乙は、業務上の事故が発生し、若しくは発生するおそれがあるとき又は前各項に掲げる事項に違反したときは、速やかに甲に対して通知するとともに、その状況について書面をもって報告し、甲の指示に従うものとする。

(公表)

- 12 甲は、乙が前各項に掲げる事項に違反し、又は怠ったときは、その事実を公表することができる。

(損害の賠償)

- 13 乙は、第1項から第11項までに掲げる事項に違反し、又は怠ったことにより甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。